



鳥取県公報

平成16年 8月 6日(金)
第 7 6 0 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	生活保護法による介護機関の指定(560)(福祉保健課).....	1
	特定計量器の定期検査の実施(561)(経済交流課).....	1
	農地保有合理化事業規程の変更の承認(562)(経営支援課).....	2
	保安林の指定施業要件の変更(563)(八頭地方農林振興局).....	2
	港湾隣接地域の変更についての公聴会の開催(564)(空港港湾課).....	3

告 示

鳥取県告示第560号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年 8月 6日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町252	せいきょう倉吉診療所	倉吉市福庭町一丁目225	訪問看護	平成16年7月30日
〃	〃	せいきょう倉吉診療所デイケアかがやき倉吉	〃	通所リハビリテーション	〃
有限会社和企画	倉吉市幸町532-1	デイサービスセンター和	倉吉市幸町532-1	通所介護	〃

鳥取県告示第561号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年 8月 6日

鳥取県知事 片 山 善 博

実施区域	実 施 期 日	実施時間	実 施 場 所
八頭郡 郡家町	平成16年9月9日(木)	午後1時から 午後3時まで	八頭郡郡家町大字宮谷80 郡家町中央公民館
八頭郡 船岡町	平成16年9月10日(金)	〃	八頭郡船岡町大字船岡539 船岡町中央公民館
八頭郡 河原町	平成16年9月13日(月)	〃	八頭郡河原町大字渡一木277-1 河原町役場
八頭郡 八東町	平成16年9月14日(火)	〃	八頭郡八東町大字徳丸625 八東町フルーツ総合センター
八頭郡 若桜町	平成16年9月15日(水)	〃	八頭郡若桜町大字若桜757 若桜町山村開発センター
八頭郡 用瀬町	平成16年9月16日(木)	〃	八頭郡用瀬町大字別府34-7 用瀬町民会館
八頭郡 佐治村	平成16年9月17日(金)	〃	八頭郡佐治村大字加瀬木2519 佐治村中央公民館
八頭郡 智頭町	平成16年9月21日(火)	〃	八頭郡智頭町大字智頭2076-2 智頭町総合センター
八頭郡	平成16年9月29日(水)	〃	鳥取市若葉台七丁目7 鳥取県計量センター
〃	平成16年10月1日(金)から同月29日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)	午前9時から 午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済交流課計量係

鳥取県告示第562号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第8条第1項の規定に基づき、農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第2項において準用する同法第7条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成16年8月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 変更の承認を受けた者の名称及び所在地
鳥取中央農業協同組合
倉吉市越殿町1409
- 2 変更承認年月日
平成16年7月29日
- 3 変更承認に係る農地保有合理化事業の種類
農地売買等事業

鳥取県告示第563号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成16年8月6日

鳥取県八頭地方農林振興局長 近 藤 元

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字小河内字小原807、807の2から807の4まで、819、819の1、819の2、字奥山935の305

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県八頭地方農林振興局林業振興課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第564号

米子港に係る港湾法(昭和25年法律第218号)第37条第1項に規定する港湾隣接地域の変更についての公聴会を開くので、同法第37条の2第2項の規定により、その期日、場所及び変更しようとする港湾隣接地域を次のとおり告示する。

平成16年 8月 6日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 期日 平成16年 8月10日(火) 午後7時から

2 場所 流田公民館(米子市彦名町1189-2)

3 港湾隣接地域を変更しようとする地域

昭和40年鳥取県告示第189号(港湾隣接地域の指定について)で指定した米子港に係る港湾隣接地域に、次の地域を加える。

(1) 次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域

基点1 米子市彦名町字新堀灘地内の護岸標杭(彦名町字新堀灘1646-2)

基点2 基点1から50度00分 3.5メートルの点(" 字新堀灘1646-3)

基点3 基点2から319度40分 17.5メートルの点(" 字新堀灘1646-3地先無番地)

基点4 基点3から317度20分 20.0メートルの点(" 字新堀灘1650-2)

基点5 基点4から317度30分 21.0メートルの点(" 字新堀灘1652-2地先無番地)

基点6 基点5から47度20分 3.5メートルの点(" 字新堀灘1652-1地先無番地)

基点7 基点6から317度30分 5.0メートルの点(" 字新堀灘1653-1)

基点8 基点7から225度50分 7.0メートルの点(" 字新堀灘1610)

(2) 次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域

基点9 米子市彦名町字新堀灘地内の護岸標杭(彦名町字新堀灘1601-2地先無番地)

基点10 基点9から49度40分 7.0メートルの点(" 字新堀灘1601-1地先無番地)

基点11 基点10から319度40分 15.5メートルの点(" 字港沖1656-1)

基点12 基点11から230度10分 55.0メートルの点(" 字港沖1673)

基点13 基点12から228度00分 14.5メートルの点(" 字港沖1678-2)

基点14 基点13から286度00分 29.5メートルの点(" 字港沖1679-1)

基点15 基点14から285度50分150.5メートルの点(" 字乗越川三1946-1地先無番地)

基点16 基点15から302度40分 41.5メートルの点(" 字乗越川三1953-1)

基点17 基点16から302度50分 25.0メートルの点(" 字乗越川三1958-1)

基点18 基点17から212度00分 7.0メートルの点(" 字乗越川三1958-2)

